

横浜市行政不服審査会答申
(第108号)

令和3年11月9日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分（令和2年12月17日付け旭生支第1607号）」（以下「本件処分」という。）に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市旭福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、生活保護の被保護者である審査請求人に対し、審査請求人が自らの就労収入について過少申告をして保護費を受給していたことを理由として、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく本件処分を行ったところ、審査請求人は自らの就労収入について正確な申告をしていたとして、本件処分の取消しを求めた事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、自らの就労収入について、法の届出義務に反しておらず、滞りなく申告しており、不当に保護費の受給はしていない。憲法第17条に反する不当な行為である。

よって、本件処分は違法ないし不当である。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分に該当する令和元年7月、令和2年1月及び令和2年2月受給分の審査請求人の就労収入（以下「本件収入」という。）について、審査請求人から提出された収入申告書に虚偽の記載があること、また、提出された時期についても、4か月以上遅れて提出されていることから、審査請求人の収入申告は即時性及び客観性を欠いていると認められ、法第78条第1項により処理することが妥当であると判断した。

よって、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件収入が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか。

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定め、被保護者に対して収入を正確かつ適時に申告する義務を課しているが、これは、保護実施機関が職権により被保護者の生計の状況を調査し把握する権能を有しているとしても、行政資源の有限性及びその効率的利用の必要性の観点からは、被保護者に適時かつ正確な収入申告を行わせることが、保護実施機関が被保護者の生計の状況を適確に把握して保護の適正を図るために必要不可欠な前提をなすものであるからと考えられる。

したがって、被保護者が法第 61 条に基づく申告義務を果たしたと言うためには、申告の対象となる収入について形式的に何らかの申告を行ったというだけでは足りず、当該収入について、できる限り適時かつ正確な申告を行ったと評価できるだけの客観的な状況が認められなければならない。

これを本件についてみるに、審査請求人が提出した収入申告書の申告の時期及び金額は別紙 1 の表 1 のとおりであるところ、処分庁による法第 29 条に基づく調査により判明した本件収入は別紙 1 の表 2 のとおりであり、その金額の正確性及びその申告の時期の適時性をともに大きく欠いていると言わざるを得ない。また、本件審査請求に現れた事実を総合しても、このような正確性及び適時性を欠いた収入申告をしたことについて、審査請求人に酌むべき事情は見当たらないと言うべきである。

よって、本件においては、審査請求人に法第 61 条違反の事実が認められる。

(2) 審査請求人は法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか。

法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市

町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定める。

この「不実の申請その他不正な手段」に該当すると判断することが妥当な場合として、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問13-1では、

「(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。

(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」

が示されている。

本件についてこれを見ると、審査請求人が当初提出した収入申告書において、勤務先について正確な報告がなされていなかったり、そもそもの収入がゼロの申告となっていたりと、単純な過誤を超える不実の収入内容の申告となっていた上、それぞれについて正確な収入内容を把握するために処分庁からの給与明細等の提出の求めがあったにもかかわらず、審査請求人がこれに適時に応じず、更には、最終的に、法第29条に基づく調査によって審査請求人が提出した収入申告書記載の収入が不実であったことが判明したという事実経過が認められる。

このような状況からすると、審査請求人に適時に正確に収入を申告しようとする意図が非常に乏しかったと言わざるを得ず、別冊問答集問13-1が想定する事例の(a)から(d)までに該当する事実があると認め、審査請求人に法第78条第1項を適用した処分庁の判断に違法はないというべきである。

(3) 結語

その他本件に現れた事情を総合しても、本件処分を不当として取り消すべき事情は見当たらないから、審査請求人に法第78条第1項を適用し、本件収入から必要経費等に相当する金額を控除した残額の徴収を決定した本件

処分は、適法かつ妥当なものである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

表 1

該当収入	収入申告書を提出した時期	収入申告書上の金額
令和元年 7月受給分	令和元年 11月 20日	A 86,156 円 B 57,272 円
	令和元年 12月 5日①	33,340 円
	令和元年 12月 5日②	119,496 円
令和 2年 1月受給分	令和 2年 3月 11日	0 円
	令和 2年 6月 17日	C 238,945 円
令和 2年 2月受給分	令和 2年 2月 4日	0 円
	令和 2年 6月 17日	C 33,600 円

表 2

該当収入	支給日	総支給額	控除額	必要経費	収入認定額
令和元年 7月受給分	令和元年 7月 12日	88,917 円	2,761 円	7,192 円	78,964 円
令和 2年 1月受給分	令和 2年 1月 15日	245,792 円	6,847 円	7,480 円	231,465 円
令和 2年 2月受給分	令和 2年 2月 14日	33,600 円	100 円	0 円	33,500 円
計		368,309 円	9,708 円	14,672 円	343,929 円

※給与支払者はD株式会社

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年4月12日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年5月27日	・ 弁明書等受理
令和3年6月1日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年6月28日	・ 反論書等の提出再依頼及び質問書の送付
令和3年6月28日	・ 反論書等の受理
令和3年7月21日	・ 質問書の送付
令和3年8月18日	・ 回答書の受理
令和3年10月6日	・ 審理手続の終結
令和3年10月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年10月19日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年11月9日	・ 調査審議